

事故のご連絡・保険金請求の流れについて

- STEP 1**
セキスイハイム・セキスイファミエスまたは
保険会社(事故受付センター)へご連絡ください
【ご連絡内容】
①ご連絡いただいた方のお名前
②ご契約者様のお名前
③事故発生日
④事故内容(状況・原因等)
※保険会社での事故登録後、保険金請求書をご契約者住所へ送付します(お支払い可否・お支払い金額の詳細につきましては、保険会社での査定に基づき判断されます。査定の結果、お支払い対象外のご案内をさせていただく場合もございますのでご了承ください。)。
- STEP 2**
写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご入手ください
修理業者(セキスイファミエス等)へご連絡いただき、修理に必要な見積書の作成をご依頼ください。
あわせて損害箇所の写真をご用意ください。
※家財の損害については、ご契約者さまにてメーカー等に見積りを手配していただく必要があります。
- STEP 3**
写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご提出ください
「損害箇所の写真」「見積書」等の必要書類をご提出ください。
※事故・ご対応窓口の状況により、提出先や提出方法は異なります。
①セキスイハイム・セキスイファミエスがお客さまに代わり保険会社へ提出
②お客さまがご自身で保険会社へ提出
- STEP 4**
保険会社による審査・判定
※次の場合、保険会社にて立会い鑑定を行います。
●水災、地震 ●保険会社が必要と判断した場合
- STEP 5**
保険金のお支払い
保険金のお支払いが決まりましたら、保険会社に保険金請求書をご提出ください。
※保険金請求書には、保険の対象の所有者(被保険者)全員のご署名・ご捺印が必要です。

万一、事故が起こった場合は事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」**0120-258-189**(無料)

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4121
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21(新虎ノ門実業会館)
TEL.03-5521-0760
〒371-0805 群馬県前橋市南町3-36-3(ユーク駅南ビル)
TEL.027-212-5464
<https://www.sekisuihoken.co.jp/sho/>

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第二部第一課
〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1
(三井住友海上大阪淀屋橋ビル10階)
TEL.06-6233-1540
企業営業第一部第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.03-3259-6675



大切なすまいや財産を
末永く守る「安心」をサポート

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は
三井住友海上火災保険株式会社「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」の
セキスイハイム用販売タイプのペットネームです。
本冊子は「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」の
パンフレット兼重要事項説明書です。

「セキスイハイムオーナーズ保険」が選ばれている理由

1 セキスイハイムオーナーさま専用の火災保険

セキスイハイムオーナーさま向けのすまいの保険・地震保険です。

「住宅購入者割引」が適用されるため一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。

*割引の適用には条件があります。*地震保険は除きます。

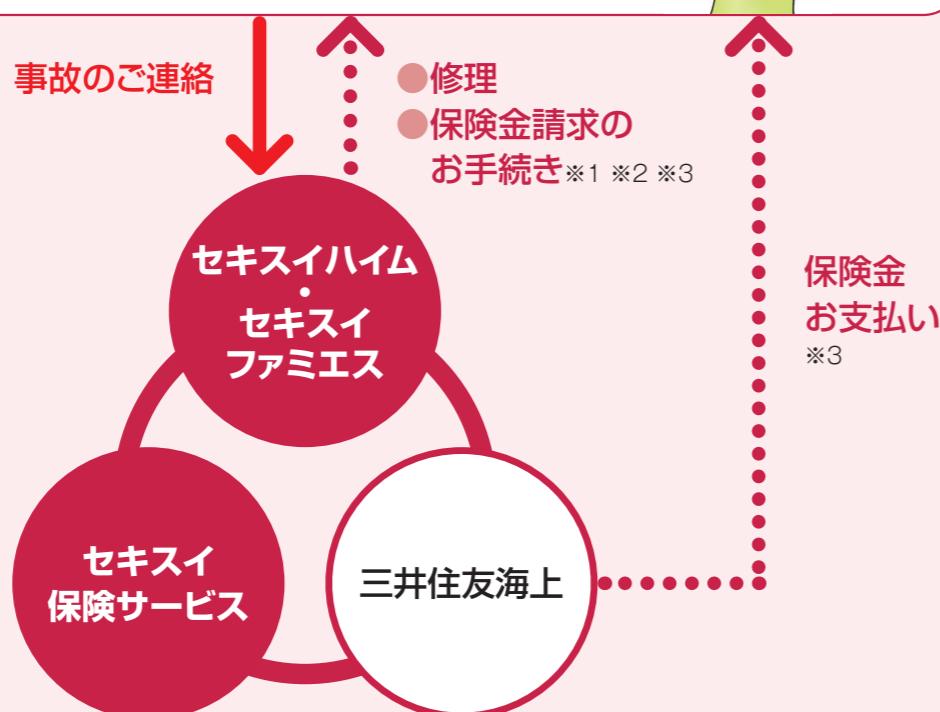
2 セキスイハイムグループの総合サポート

万一、事故があった場合にはグループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイム、セキスイファミエスにご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。
(保険金請求の流れについては、裏表紙をご覧ください。)



セキスイハイムオーナーさま

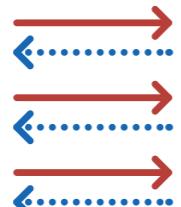


※1 セキスイ保険サービスまたは保険会社より直接ご案内することがあります。

※2 個人で購入された家財の保険金請求についてはご自身でお手続きいただく必要があります。

※3 「保険金請求書」については保険会社よりお客さまへ送付しますので、直接保険会社へご提出ください。

一般的な火災保険



保険会社
代理店
修理メーカー

お客さまご自身で、
補修依頼から保険
金のご請求まで、
それぞれに連絡・
対応していただく
必要があります。

お申込みの際は、次の手順に沿ってご検討ください。

STEP1

ご契約タイプを3タイプから1つお選びください。

7~8ページ

ワイドプラス ワイド スタンダード

STEP2

家財保険をお申込みの場合は保険金額をお決めください。

5~6ページ

家財保険

万円

STEP3

地震保険をお申込みされるかご検討ください。

16~18ページ

必要 不要

STEP4

オプションをお選びください。

11~15ページ

- 特定機械設備水災補償特約
- 災害緊急費用特約
- ライフライン停止時仮すまい費用等特約
- 弁護士費用特約
- 日常生活賠償特約
- 類焼損傷・失火見舞費用特約
- 屋外明記物件特約
- 家財明記物件特約
- 自宅外家財特約

賃貸住宅オーナーさま専用のオプション

15ページ

- 家賃収入特約
- 家主費用特約
- 賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約
- マンション居住者包括賠償特約

すまいの保険では火災リスクだけではなく、
自然災害リスクや水ぬれ・盗難などの
家庭での日常災害リスクも補償されます。

すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します!
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

*3タイプの詳細はパンフレット7~8ページをご参照ください。

おすすめの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。
補償は「再調達価額」ですので、ご安心ください。

「再調達価額」とは… 損害が発生したときの発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに必要な金額をいいます。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、
建物保険金額をそのままお支払いします。

*建物の保険の対象には門、塀、垣、延床面積が66m²未満の付属建物(物置・車庫等)などの敷地内に所在する記名被保険者の所有する物を含みます。

*延床面積が66m²以上の付属建物(物置、車庫等)を保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。

*屋外設備(井戸、側溝、敷石等)は、建物契約の保険の対象に含まれます。1回の事故につき庭木とあわせて100万円を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。「屋外明記物件特約」をセットしていただくことで、屋外設備の100万円を超える損害についても補償が可能です。

*庭木は、建物契約の保険の対象に含まれます。ただし1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。庭木については、同一の事故により保険申込書記載の建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

*同一の建物について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービス業者にご注意ください

台風等の自然災害に乘じて、「保険が使える」と住宅修理サービスの勧説を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者の多くは、「保険金の使い道は自由だから実際に修理しなくても良い」と勧説し、保険金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取ります。三井住友海上は、このような業者へ対策を強化し、お客様の大切なすまいの修理や再取得をお支えするという火災保険本来の目的を果たすため、復旧義務を導入しています。

「GK すまいの保険」では、原則、保険の対象を復旧しない限り保険金をお支払いしませんので、住宅修理サービスの勧説を受けてもすぐに契約はせず、代理店または三井住友海上へご相談ください。

すまいの地域のリスクをご存知ですか?

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

〈一例〉大阪市北区付近



『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [三井住友海上において保険金の支払対象となった事故を示したものです。]
*お支払事例は一例であり、実際のご契約内容(保険金額・免責金額・特約等)、ご契約のタイプおよび個別の損害状況によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

隣家から出火し、自宅に延焼した。

お支払保険金 約400万円

落雷

落雷で玄関灯が破損した。

お支払保険金 約9万円

自然災害リスク

風災

強風によりカーポートの屋根材が剥がれた。

お支払保険金 約50万円

雪災

平成26年2月の豪雪でバルコニーの屋根が破損した。

お支払保険金 約13万円

風災

令和2年台風10号で勝手口ドアが開ききり扉枠との接合部分が破損した。

お支払保険金 約28万円

日常災害リスク

水ぬれ

風呂場の配管より漏水し、5戸室の床・壁面・照明器具・クローゼット等の修理・交換が必要となった。

お支払保険金 約153万円

盗難

空き巣がガラスを割り侵入した。

お支払保険金 約3万円

破損、汚損等

車庫入れの際、運転ミスで自宅カーポートに接触し、破損した。

お支払保険金 約20万円

破損、汚損等

家具を移動しようとして落下させ、床をキズつけた。

お支払保険金 約21万円

水ぬれ

エアコン使用時、吹き出し口より水が溢れ、床の修理が必要になった。

お支払保険金 約43万円

建物外部からの衝突

太陽光パネルに物体が衝突し破損した。

お支払保険金 約80万円

破損、汚損等

換気の為ドアを開けていたところ、子供が物を運ぶ際にドアに物が当たり破損した。

お支払保険金 約19万円

電気的・機械的事故

トイレ便座の電子部品が故障した。

お支払保険金 約47万円

建物の保険では**家財は補償されません。**
家財の損害については、別途家財の保険を
ご契約いただく必要があります。

すまいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します!
思わぬリスクから家族の必需品を守ります。

〈ご参考〉標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安(2022年10月時点)

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	夫婦のみ	夫婦+子ども(18才未満)1人	夫婦+子ども(18才未満)2人
27才以下	550万円	640万円	730万円
28~32才	710万円	800万円	890万円
33~37才	990万円	1,080万円	1,170万円
38~42才	1,220万円	1,310万円	1,400万円
43~47才	1,400万円	1,490万円	1,580万円
48才以上	1,480万円	1,610万円※1	1,700万円※2

※1 子どもは18才以上の場合

※2 子どものうち1人は18才以上の場合

*1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属等(貴金属、宝石、美術品等)は再調達価額に含みません。

*敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがありますのでご注意ください。

*家財の保険金額が再調達価額を超過する場合は、その超過分については保険金をお支払いしません。

*貴金属等(貴金属、宝石、美術品等)は、家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、損害保険金の支払額は1個または1組について100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を損害保険金の限度とします。また、他の保険の対象の損害とあわせて、1回の事故につき家財保険金額を損害保険金の限度とします。「家財明記物件特約」をセットしていただくことで、貴金属等の100万円を超える損害についても補償が可能です。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です!

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

居間	和室
応接セット、サイドボード等	48万円
テレビ・DVDレコーダー等	25万円
ファンヒーター・空気清浄機等	25万円
パソコン・プリンタ等	46万円
その他	29万円
台所、浴室	子供部屋
食器戸棚(×2)	20万円
冷蔵庫・オーブン	46万円
食器類・調理器具	5万円
食堂テーブル・イス	13万円
洗濯機・ランドリー	32万円
その他	120万円
学習用具(机、本棚等2人分)	13万円
寝具(2人分)	11万円
衣類(2人分)	72万円
おもちゃ一式	25万円
ファンヒーター・空気清浄機等	17万円
その他	30万円

『家財』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [三井住友海上において保険金の支払対象となった事故を例示したものです。]

*お支払事例は一例であり、実際のご契約内容(保険金額・免責金額・特約等)、ご契約のタイプおよび個別の損害状況によって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

寝タバコによりベッドマット・布団・カバーが燃えた。

お支払保険金 約19万円



落雷

落雷でパソコン2台が破損した。

お支払保険金 約16万円



自然災害リスク

落雷

落雷によりテレビ・ハードディスクが損傷した。

お支払保険金 約1万円



日常災害リスク

風災

立てかけていたサーフボードが強風で倒れ、破損した。

お支払保険金 約17万円



水ぬれ

トイレのタンクが詰まり漏水し、家財が濡れた。

お支払保険金 約32万円



日常災害リスク

盗難

盗難により現金と指輪が盗まれた。

お支払保険金 約6万円



破損、汚損等

自宅内でテレビを運んでいるときに落としてしまい、液晶画面に傷が入った。

お支払保険金 約7万円



破損、汚損等

子どもがテレビを引っ張ったため台から落下し、画面パネルが破損した。

お支払保険金 約10万円



建物・家財にかかるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

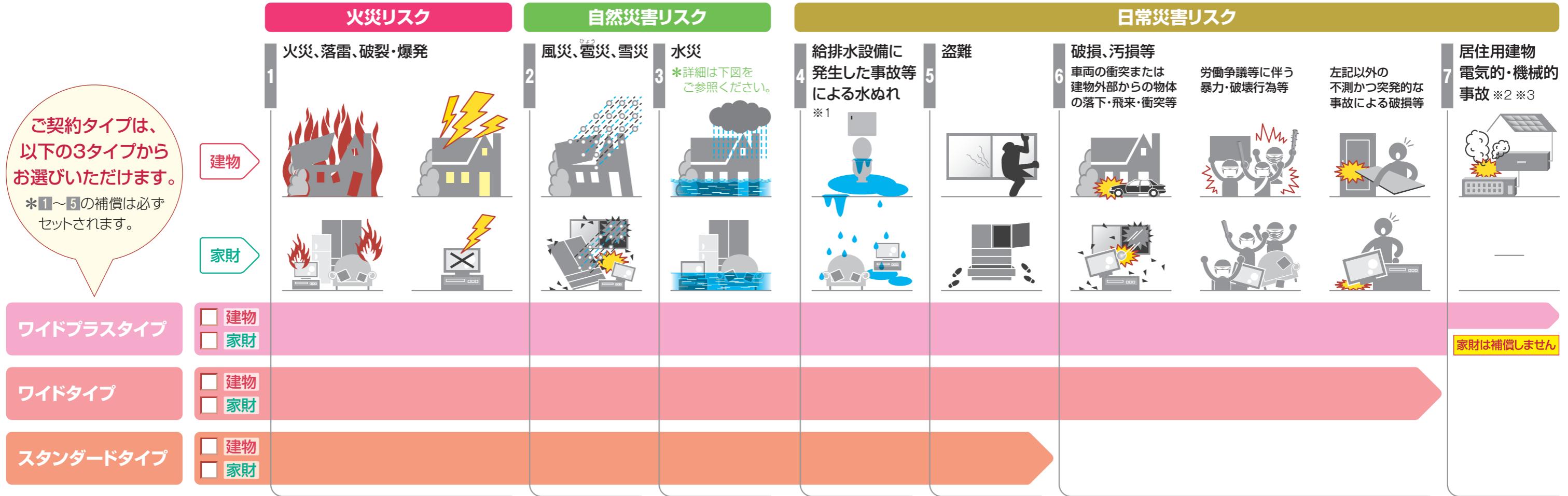
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

免責金額(自己負担額)は下記の通りです。

1～3、5……免責金額なし
4、6、7……免責金額:5万円

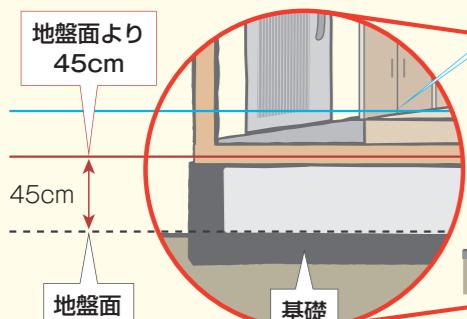
実際にかかった損害の額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は保険申込書等でご確認ください。
※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは9～10、27～28ページをご参照ください。



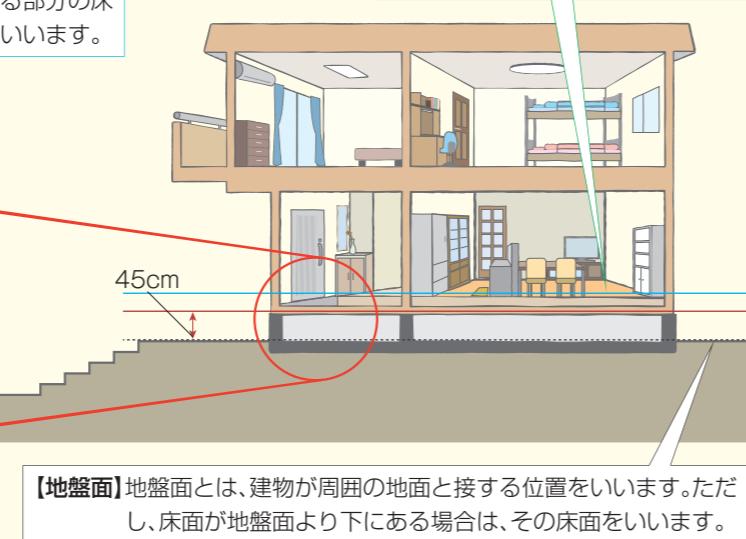
『水災補償』のご説明

以下のいずれかの場合に補償します。
①床上浸水のとき
②地盤面から45cmを超える浸水のとき
③損害割合が30%以上のとき



【床上浸水】
居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

【床】
畳敷または板張などのものをいい、土間、たたきの類を除きます。



*水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。

※1 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は**6**の事故になります)。
※2 屋外設備は1事故1敷地内あたり100万円が限度です。
※3 築年数が10年1ヶ月以上の建物契約には新たにセットすることはできません。

※詳しくは9～10ページをご参照ください。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1～6)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。

*お支払いする保険金の概要については19～20ページをご参照ください。

費用リスク

A 事故時諸費用 (火災・風水災等限定)特約 	B 地震火災費用特約 	C 失火見舞費用特約※4 	D 防犯対策費用特約※5 	E 特別費用保険金特約※5 	F 損害防止費用 	G 権利保全行使費用
-------------------------------	----------------	------------------	------------------	-------------------	--------------	----------------

※4 類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合、失火見舞費用特約はなくなります。

※5 建物を保険の対象に含む場合に限ります。

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります!

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電気的・機械的事故の損害も補償します!

建物が所在する敷地内に設置された機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に発生した外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害の額(修理費) - 5万円(免責金額(自己負担額))** です。

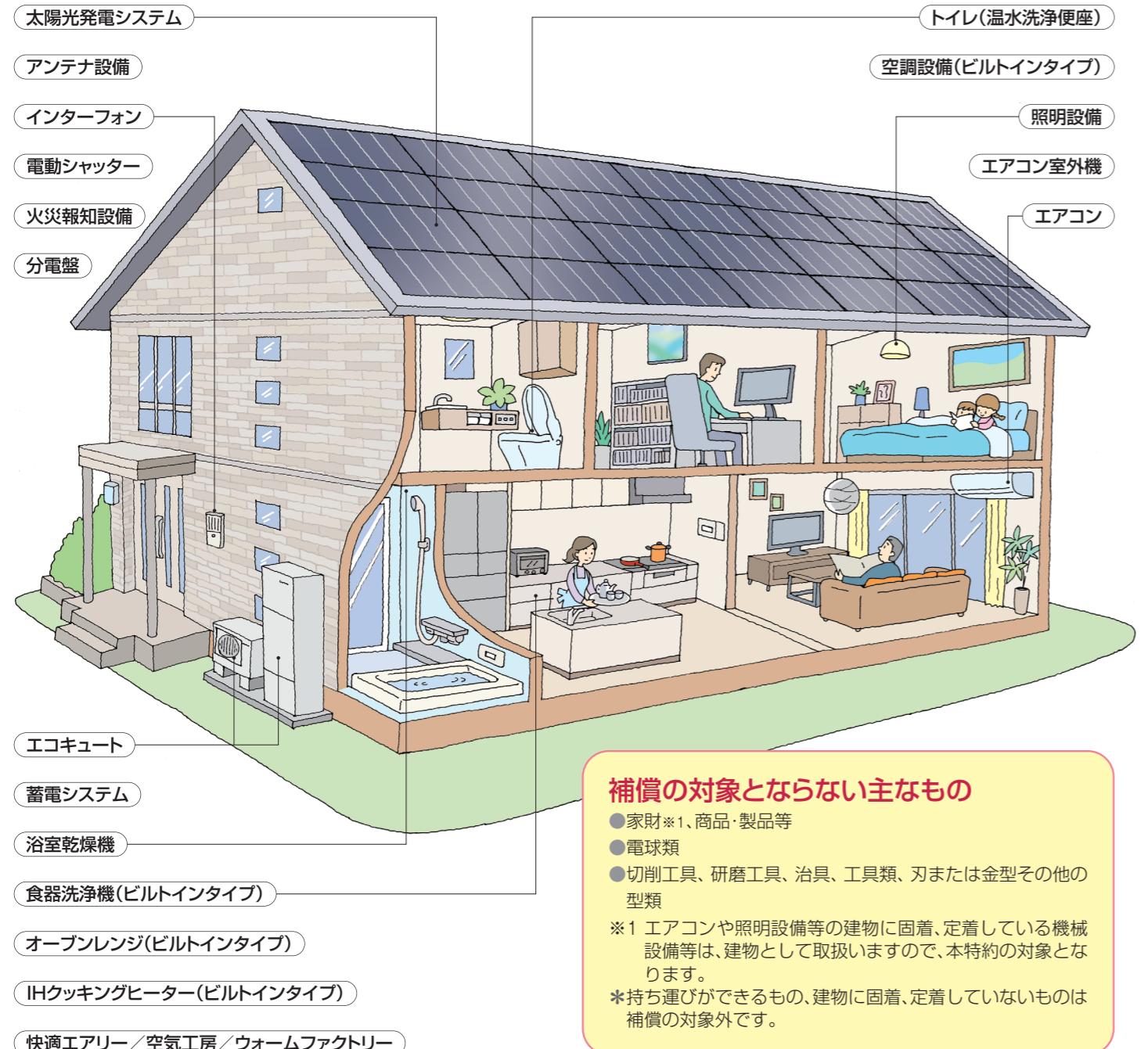
*建物保険金額を上限とします。ただし、屋外設備は1事故あたり1敷地内ごとに100万円が限度です。

*築年数が10年1か月以上のご契約には、新たにセットできません。

*建物の保険期間の中途ではセットできません。

居住用建物電気的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 *お支払いする保険金の概要につきましては20~21ページをご覧ください。

■ 水災リスク

特定機械設備水災補償特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます(家財単独の契約にはセットできません。)

台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等により、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における「水災」の事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、保険金をお支払いします。

支払限度額…100万円(1回の事故につき1敷地ごと)

特定の機械設備とは 空調設備や発電・蓄電設備等を指します。セキスイハイムにはこれらの機器類が床下に収納されている場合がありますが、すまいの保険の水災補償では、床下浸水(地盤面から45cmを超えない浸水の場合)のみの損害は保険金お支払対象となりません。



本特約をセットすることで、床下の空調設備(快適エアリーやウォームファクトリー)、充電・発電・蓄電設備や給湯設備(エコキュート等)が浸水した場合も補償対象となります。

補償内容	主契約の水災補償	特定設備水災補償特約
床上浸水または 地盤面から45cmを超える浸水	○	—※1
床下浸水または 地盤面から45cmを超えない浸水	×	○

※1 損害保険金における水災事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合にお支払いします。



*イラストはイメージです。

セキスイハイムオーナさまにおすすめする理由

セキスイハイムでは、床下や屋外に特定の機械設備が設置されている場合があります。近年豪雨等の水害が増加しているため、エコキュートや室外機等が浸水し高額な費用が必要となる事例が発生しております。本特約を付帯することで、そのような損害に備えることができます。

本特約の保険の対象

本特約の保険の対象となる特定の機械設備とは、ご契約の建物に付加したもしくは敷地内の土地に固定された、空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、昇降設備、およびこれらに付属する配線・配管・ダクト設備をいいます。

*本特約は建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

ご注意点

- 家財・商品・製品等は、本特約の保険の対象に含まれません。
- 始期応答日を除き、保険期間の中途中でのセットや削除はできません。

■ 費用リスク

災害緊急費用特約

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用※2等を実費でお支払いします。

支払限度額…保険金額×10%または100万円のいずれか低い額(1回の事故につき1敷地ごと)

「事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約」ではまかないきれない場合でも「災害緊急費用特約」をセットすることで仮すまい費用を実費で補償できるため、費用の高額化に対して確実に備えることができます。

※2 ホテル代も補償されます。ただし、損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。

*損害が生じた建物の本修理費用、仮すまい先への引越し費用等はお支払い対象外です。

ライフライン停止時仮すまい費用等特約

災害緊急費用特約を契約した場合にセットできます。

事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して供給停止し、一時的にすまいに居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費でお支払いします。

支払限度額…1回の供給停止期間を通じて10万円

*保険期間の中途でのセットや削除はできません(始期応当日を除きます。)。

*計画停電の際の発電機レンタル費用、地震により断水した際のホテル宿泊費用等はお支払い対象外です。

弁護士費用特約

日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受けたりして、相手の方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等や、法律相談を行う場合の費用を補償します。



●弁護士費用等保険金

損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいいます。

①あらかじめ三井住友海上の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬※3、司法書士報酬※3または行政書士報酬※4

②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

※3 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。

※4 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。

支払限度額…300万円(1事故、1被保険者あたり)

●法律相談費用保険金

法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

支払限度額…10万円(1事故、1被保険者あたり)

■ 賠償責任リスク

日常生活賠償特約^{※1※2}

日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故や被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路に立ち入り電車等^{※3}を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

支払限度額…3億円(1事故あたり)

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

- ④記名被保険者
- ④記名被保険者の配偶者^{※4}
- ④記名被保険者またはその配偶者^{※4}の同居^{※5}の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者^{※4}の別居の未婚の子
- ④④から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^{※6}。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

※1 被保険者またはそのご家族が、既に同種の保険をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご契約にあたっては、他の保険の補償内容を十分ご確認ください。

※2 この特約は「記名被保険者」の指定が必要です。「記名被保険者」は保険契約者、保険の対象の所有者またはこれらの同居^{※5}の親族から1名を選んでください。

※3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

※4 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

※5 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

※6 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

ご参考 自転車事故を取り巻く環境

自転車の車道交通ルールを厳格化するため道路交通法が改正された2007年以降、自転車事故の加害者に高額賠償を命じる判決が相次いでいます。

自転車での加害事故例

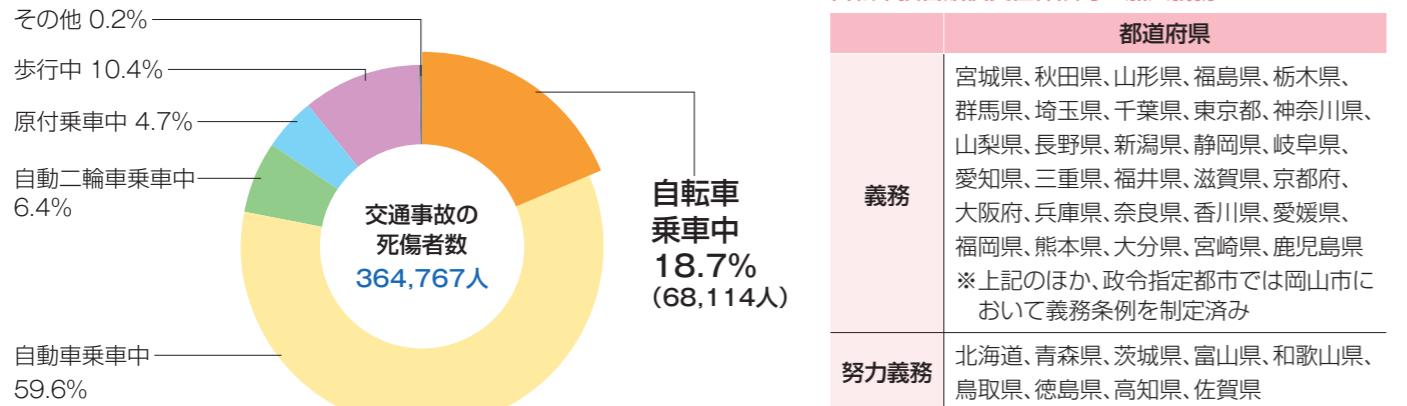
日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故」から作成

判決認容額 ^{※7}	事故の概要
約9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
約9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
約5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。

※7 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる場合があります。

2021年の自転車乗用中の交通事故は69,694件、およそ7分30秒に1件の割合で発生しています。また、自転車乗用中の死傷者数は68,114人と、交通事故の死傷者数に占める割合の18.7%になっています。このような背景を踏まえ、自転車利用者に対して保険加入義務・努力義務を課す自治体が全国で増加しています。

自転車損害賠償責任保険等の加入義務



出典:警察庁統計表2021年

■ 類焼リスク

類焼損害・失火見舞費用特約

本特約をセットする場合、8ページ(費用リスク)
記載の失火見舞費用特約はなくなります。

保険の対象としているご自宅からの出火により、ご近所の建物およびその建物に収容される動産が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。また、見舞金等の費用も補償します。

支払限度額…類焼損害保険金:1億円(1事故あたり)

失火見舞費用保険金:1被災世帯あたり30万円限度(1事故あたり損害保険金の30%が限度)

類焼補償対象物に含まれない主なもの

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 1個または1組について30万円を超える貴金属等
- 商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品
- 等

■ 大型車庫等のリスク

屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険証券に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に発生した損害を補償します。

屋外明記物件…保険の対象は、建物が所在する敷地内に設置される次に掲げるもののうち保険証券に明記したものです。

①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66m²以上のもの

②屋外設備(物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物)

■ 特定の貴金属等のリスク

家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険証券に明記された特定の貴金属、宝石、美術品等(家財明記物件)に発生した損害を補償します。

家財明記物件…保険の対象は、建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険証券に明記したものです。

ただし、家財明記物件全体で再調達額1,000万円が限度となります。

*家財明記物件特約をセットしない場合、1個または1組の価額が100万円を超える貴金属等の損害保険金の額は100万円または、家財保険金額のいずれか低い額を限度とします。

*家財明記物件特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。

■ 持ち出し家財のリスク

自宅外家財特約

ワイドプラスタイプ・ワイドタイプで、家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

外出時に持ち出した家財および別宅内に収容されている家財^{※8}に発生した損害を補償します^{※9}。ただし、国外における別宅内に収容されている家財に発生した損害は補償しません。

支払限度額…10万円・20万円・30万円・40万円・50万円・100万円からお選びいただけます。

国内	国外
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

携行中家財 保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財

敷地外収容家財 保険の対象である自宅外家財のうち、日本国内に所在する、携行中家財以外の自宅外家財

※8 記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいいます(下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください)。ただし以下の家財は保険の対象に含まれません。

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- パソコンおよびタブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器ならびにその付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具
- 動物および植物等の生物
- 漁具(釣竿、竿掛け等)
- 通貨・小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等^{※10}
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます)、稿本、設計書、図案、プログラム、データ等

※9 通貨・小切手等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難、貴金属等については100万円または、自宅外家財保険金額のいずれか低い額を支払額の上限とします。

※10 通貨・小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱います。

*自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。

実際の事故事例

自宅外でカメラを落とし、破損した。

お支払保険金 約7万円

賃貸住宅特有のオプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 *お支払いする保険金の概要につきましては22~23ページをご覧ください。

■ 経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

火災等の事故によって賃貸している建物からの家賃収入が得られなくなった場合の損失を補償します(空室が5割を超える場合はセットできません。)。

保険金額…建物全体の家賃月額(1万円単位)×約定復旧期間月数
約定復旧期間…6か月

実際の事例

平成26年の台風18号の集中豪雨で床上浸水となり、復旧までの3か月間の家賃が減少した(家賃月額7万円・戸室数7戸)。

お支払保険金 約147万円

家主費用特約

ワイドプラスタイプ・ワイドタイプで、家賃収入特約を契約した場合にセットできます。

賃貸住宅※1内の死亡事故発生に伴う空室期間、家賃値引期間分の家賃収入の損失や、清掃、脱臭、遺品整理等にかかる以下の費用を補償します。

●家賃収入保険金

賃貸住宅内で死亡事故(自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死)が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅(上下左右の隣接戸室を含みます。)が空室となった結果発生した家賃の損失に対して保険金をお支払いします。

死亡事故が発生した賃貸戸室

- 30日以上続いた空室期間※2内に発生した家賃の損失
- 空室期間の短縮のために、新たな入居者の家賃を引き出した期間(値引期間※2)内に発生した家賃の損失
上下左右の隣接戸室(死亡事故により物的損害が発生した隣接戸室に限ります。)
- 30日以上続いた空室期間※3内に発生した家賃の損失

●死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用(敷金を超える費用)や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対して保険金をお支払いします。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります。

支払限度額…100万円(1事故あたり)

※1 保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。居住者が一戸建ての建物を賃借する場合にはその賃借建物、付属建物およびその敷地を含みます。

※2 空室期間および値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、値引期間については、入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限ります。

※3 空室期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。

■ 経営リスク(賠償責任)

賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、実際に負担した次の費用(実費)もあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用

●示談交渉費用 ●争訟費用

支払限度額…1億円(1事故あたり)

実際の事例

給湯配管より漏水し、居住者の家財が水ぬれになった。

お支払保険金 約8万円

マンション居住者包括賠償特約

賃貸建物の居住者の日常生活賠償事故により、他の生命または身体を害したり、他の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賃貸建物の居住者を対象に日常生活での賠償事故をまとめて補償します。また、実際に負担した次の費用(実費)もあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●示談交渉費用 ●争訟費用

支払限度額…3億円(1事故あたり)

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

地震保険とは

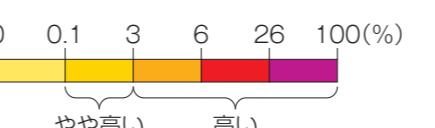
- 1 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- 3 保険料は各社共通となっています。
- 4 すまいの保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。
- 5 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象なりません。)

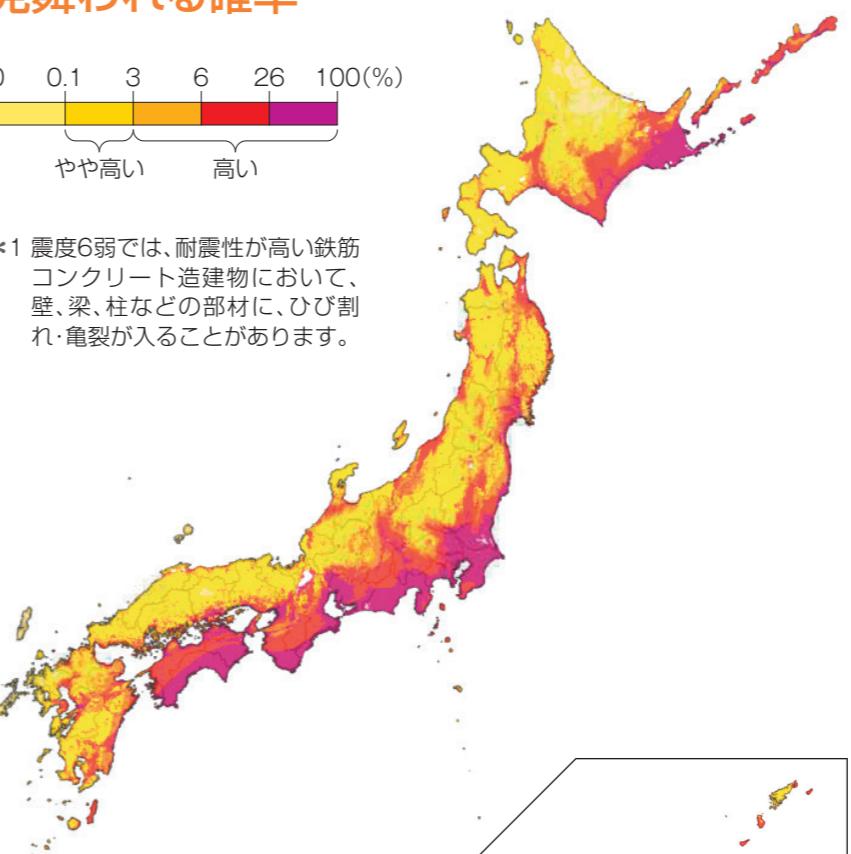
*地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行いますが、大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

2021年版確率的地震動予想図(確率の分布の例)

今後30年間に 震度6弱*1以上 の揺れに 見舞われる確率



*1 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



(出典)J-SHIS地震ハザードステーション
防災科学技術研究所

実際の事例

地震で火災が発生し、建物が燃えた(全損)。



お支払保険金 約520万円

地震による津波で床上浸水2mとなつた(全損)。



お支払保険金 約1,400万円

地震により地盤沈下が発生した(全損)。



お支払保険金 約1,000万円

地震により家財に損害が発生した(全損)。



お支払保険金 約350万円

保険の対象

- ①居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。
- ②家財…居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。
- 地震保険の保険の対象は、すまいの保険で保険の対象になっているものに限ります。すまいの保険の保険の対象が居住用の建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として居住用の建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
- 地震保険の保険の対象とならないもの
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
 - 自動車、バイク(原動機付自転車を除きます。)
 - 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除きます。)、庭木 等

地震保険の保険金額の設定

- 保険金額について保険金額は次のように定めます。

$$\text{すまいの保険の保険金額} \times 30\% \sim 50\%^{*1} = \text{地震保険の保険金額}$$

建物: 5,000万円限度^{*2} 家財: 1,000万円限度

^{*1} 地震保険の保険金額は、すまいの保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定します(ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円^{*2}、家財は1,000万円が限度となります。)
^{*2} 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。

- 一定の適用条件を満たした場合、地震保険の保険料に割引を適用します。31ページをご参照ください。

地震保険料控除証明書

- ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料^{*3}に対する「地震保険料控除証明書」は、すまいの保険証券に添付されます。
 - *ご契約時に「eco保険証券」をご選択いただいたお客様には「保険証券」は発行していませんので、「地震保険控除証明書」は別途送付します。
 - 翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、三井住友海上より10月頃にハガキにて送付します。
 - 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、35ページの「控除証明書を紛失された場合」をご参照ください。
- ^{*3} 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約は、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一時払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

すまいの保険の保険期間の中途中で地震保険のご契約を希望される場合

「すまいの保険」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「すまいの保険」の保険期間の中途中から地震保険をご契約いただくことができます。ご希望の場合は、代理店または三井住友海上までご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険の保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険のお支払いについて

●保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

●お支払いする保険金

保険の対象について発生した損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。)。

損害の程度	認定の基準 ^{*4}			お支払いする保険金の額
	建物	家財		
全 損	建物の時価額の 50%以上	焼失または流失した床面積の 70%以上		地震保険保険金額の 100% (時価額 ^{*6} が限度)
大半損	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価額の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価額 ^{*6} の60%が限度)
小半損	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価額の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価額 ^{*6} の30%が限度)
一部損	建物の時価額の 3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が、 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財の時価額の 10%以上30%未満

^{*4} 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損害状況によらず、家財を大きく5つ(①食器類②電気器具類③家具類④身回り品その他⑤寝具・衣類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損害状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

^{*5} 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

^{*6} 时価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部の損害認定着目点
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユ・ミオーレ・スマートパワーステーション 等	外壁、内壁、基礎、屋根

●お支払いする保険金は、1回の地震等^{*7}における損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2022年7月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。

^{*7} 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

●保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
 - 門・塀・垣・エレベーター・給排水設備等の付属物のみに発生した損害^{*8}
 - 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
 - 地震等の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
- ^{*8} 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(貴金属等)、営業用什器・備品・商品等は保険の対象となりません。

お支払いする保険金の概要

普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金

普通保険約款で規定する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災、水ぬれ、盗難、破損、汚損等)※1によって保険の対象に損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。
※1 保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。

損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生または拡大の防止のために消火活動で必要または有益な所定の費用(例:消火薬剤の再取得費用)をいいます。

権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。

事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約(自動セット)でお支払いする保険金

事故時諸費用保険金

「火災、落雷、破裂・爆発」、「風災、雹災、雪災」、「水災」、「盗難※2」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%をお支払いします。ただし1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。
※2 「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。

地震火災費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

地震火災費用保険金

地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に、保険金額の5%※3を地震火災費用保険金としてお支払いします。ただし1回の事故※4につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

保険の対象	保険金をお支払いする条件
① 建物	建物が半焼以上となった場合
② 家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合等
③ 屋外明記物件	屋外明記物件※5の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
④ 家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等

※3 補償をさらに充実させたい場合は、保険金額の30%(限度額なし)または50%(限度額なし)とすることもできます。

※4 72時間以内に発生した2回以上の地震等(地震、噴火、津波)は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

※5 屋外明記物件特約に規定する屋外設備をいいます。

失火見舞費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

失火見舞費用保険金

下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂または爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします。(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。

①主契約建物 ②主契約建物に収容される家財
③主契約家財 ④主契約家財を収容する保険証券記載の建物

*類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合、失火見舞費用特約はなくなります。

防犯対策費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

防犯対策費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする条件	お支払いする防犯対策費用保険金の額	免責金額
① 保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たものに限ります。)が発生し、発生した日からその日を含めて180日以内に被保険者が再発防止のために建物の改造や装置等の設置費用を負担した場合	建物の改造または装置等の設置に要した実費	1回の事故につき20万円
② 日本国内で被保険者が所有または管理するドアのカギ※6が盗難に遭い、ドアの錠の交換費用を負担した場合	ドアの錠の交換に要した実費	1回の事故につき10万円

*6 カギとは、保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。

特別費用保険金特約(自動セット)でお支払いする保険金

特別費用保険金

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度)。

居住用建物電気的・機械的事故特約(ワイドプラスタイプ)でお支払いする保険金

損害保険金

建物が所在する敷地内に設置された機械設備※7に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的・機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※8を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき建物保険金額が限度※9)。

*7 空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備、エレベーター等をいいます。

*8 本特約の免責金額は5万円です。

*9 屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)または66m²以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)に損害が発生した場合は、お支払いする損害保険金の限度額は下記の通りとします。

保険の対象	損害保険金の限度額
屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)	1敷地内ごとに100万円が限度
66m ² 以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)	1敷地内ごとに屋外明記物件特約の保険金額が限度

特定機械設備水災補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、建物が所在する敷地内に設置された機械設備※10に発生した損害の状況が、損害保険金における水災事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円限度)。

*10 空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等をいいます。

災害緊急費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

災害緊急費用保険金

19ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、保険の対象の復旧のために仮修理費用や仮すまい費用等を負担した場合に、その費用のうち三井住友海上の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額×10%または100万円のいずれか低い額を限度とします。

ライフライン停止時仮すまい費用等特約をセットした場合にお支払いする保険金

ライフライン停止時仮すまい費用等保険金

偶然な事故により、電気、ガスまたは水道(以下「ライフライン」といいます。)が12時間以上継続して供給停止※1した結果、被保険者が仮すまい費用またはライフラインの供給機器等の賃借費用を負担した場合に、その費用のうち三井住友海上の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。ただし、1回の供給停止期間を通じ10万円を限度とします。

※1 事業者が日本国内に占有するライフラインの供給設備等の機能が停止または阻害されたことにより、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対するライフラインの供給が中断または阻害されたことをいいます。

弁護士費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

弁護士費用等保険金

被保険者が保険期間中に被害※2にあい、三井住友海上の承認を得て相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、弁護士費用等保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき被保険者1名ごとに300万円を限度とします。

法律相談費用保険金

被保険者が保険期間中に被害※2にあい、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度とします。

※2 「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。

日常生活賠償特約をセットした場合にお支払いする保険金

日常生活賠償保険金

日本国内もしくは日本国外で発生した記名被保険者の住宅の所有・使用・管理に起因する事故や被保険者の日常生活の事故により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えたいためには日本国内で誤って線路に立ち入り電車等※3を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします。ただし1回の事故につき3億円を限度とします。また、実際に負担した下記の費用を合わせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

※3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。

その他の費用

「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

失火見舞費用保険金

下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします(1被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。

類焼損害保険金

下記①～④のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される動産(類焼補償対象物)が損壊した場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします(1回の事故につき1億円限度)。

①主契約建物 ②主契約建物に収容される家財 ③主契約家財 ④主契約家財を収容する保険証券記載の建物

屋外明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金

19ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※4を差し引いた額について、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。

※4 屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

家財明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金

19ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額※5を差し引いた額について、家財明記物件保険金額を限度※6に損害保険金をお支払いします。

※5 家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。

※6 「盗難」または「破損、汚損等」が、27ページの「保険金を支払う事故」に該当し、それにより損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

自宅外家財特約をセットした場合にお支払いする保険金

自宅外家財保険金

19ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額※7を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難、貴金属等については100万円、または自宅外家財保険金額のいずれか低い額を支払い額の上限とします。

※7 自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。

家賃収入特約をセットした場合にお支払いする保険金

家賃収入保険金

19ページの「損害保険金」をお支払いする事故によって、建物が損害を受けた結果発生した家賃の損失(建物の復旧期間※8内に発生した損失の額)に対して家賃収入保険金をお支払いします。

※8 復旧期間は、契約時に設定する約定復旧期間を限度とします。

家賃収入特約をセットした場合にお支払いする保険金

賃貸住宅内で死亡事故(自殺・犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死)が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅(上下左右の隣接戸室を含みます。)が空室となった結果発生した、以下の家賃の損失に対して家賃収入保険金をお支払いします。

空室となった賃貸住宅	対象となる家賃の損失
死亡事故が発生した賃貸住宅(戸室)	<ul style="list-style-type: none"> ●30日以上続いた空室期間※1内に発生した家賃の損失 ●新たな入居者への家賃の値引期間※1内に発生した家賃の損失
上下左右の隣接戸室(死亡事故により物的損害が発生した隣接戸室に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ●30日以上続いた空室期間※1内に発生した家賃の損失

※1 空室期間および値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、値引期間については、入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限ります。

家賃収入保険金

死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対して死亡事故対応費用保険金をお支払いします。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります。また、1回の事故につき100万円を限度とします。

賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約をセットした場合にお支払いする保険金

賃貸建物所有者賠償保険金

建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたとして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賃貸建物所有者賠償保険金をお支払いします。ただし、賃貸建物所有者賠償保険金額を限度とします。また、実際に負担した下記の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

その他の費用

「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

マンション居住者包括賠償特約をセットした場合にお支払いする保険金

マンション居住者包括賠償保険金

日本国内もしくは日本国外で発生したマンション等の居住者の日常生活賠償事故または事業用戸室からの偶然な漏水による水ぬれ事故等により他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物に損害を与えた、または日本国内で電車等を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。(1回の事故につきマンション居住者包括賠償保険金額が限度)。また、実際に負担した下記の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。

その他の費用

「緊急措置費用」「示談交渉費用」「争訟費用」をお支払いする場合があります。

保険期間と保険料の払込方法

保険期間

5年以下の整数年でお決めください。

〈保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合〉

「予定継続期間」および「継続方式」をお決めください。ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または三井住友海上から継続しない旨の意思表示がない場合、予定継続期間満了日まで同一内容のご契約で自動継続されます。

*家財のみを保険の対象とするご契約の場合、自動継続特約(長期用)はセットできません。なお、保険期間の中途中で家財のみを保険の対象とするご契約となった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。その他、一部のご契約では自動継続特約(長期用)をセットすることができません。

*三井住友海上が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます(保険料が変更となる場合があります)。また、建築費または物価の変動等に従って建物保険金額の調整を行う場合があります。

予定継続期間

6年以上40年以下の整数年でお決めください。

(例)「予定継続期間」を20年で設定した場合は、初回契約の始期日から20年後に自動継続(補償)が終了となります。

継続方式

1年ごとに自動継続される「1年継続方式」または、原則5年ごと※2に継続される「長期継続方式」のいずれかをお選びください。

※2 予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合には、その年数となります。

保険料の払込方法

「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社で管理しておりますお客様諸費用預り金がある場合は、保険料相当額を充当します。その他、下表の払込方法もあり、保険料はキャッシュレスで払い込むことができます。

ただし、ご契約内容によりご選択できない払込方法があります。

主な払込方法		
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法	年払※3 長期一括払※4
クレジットカード払(登録方式・一括払型)	クレジットカードによって払い込む方法	長期一括払※4

※3 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。地震保険の保険料は、保険期間1年の場合と同じです。

※4 保険期間1年の場合に比べて1年あたりの保険料が割安になります。

〈保険期間5年で自動継続特約(長期用)をセットする場合〉

自動継続時の払込方法は、初回契約の払込方法と同一(例:初回契約が口座振替の場合、自動継続時も口座振替)となります。ただし、初回契約の保険料を現金により払い込まれた場合、自動継続時の払込方法は口座振替となります。自動継続時に振替口座の登録がお済みでない場合に限り、別の払込方法をご案内いたします。

重要事項のご説明

はじめに

- この書面は、すまいの火災保険および地震保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
- ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて三井住友海上ホームページ（<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>）に掲載のWeb約款をご覧いただけ、書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を代理店または三井住友海上へご請求ください。
- 「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後、保険証券とともに届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法（eco保険証券・Web約款）をご選択いただいた場合は、三井住友海上ホームページをご確認ください（書面の保険証券や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はお届けしません）。
- ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、三井住友海上までお問い合わせください。ただし、保険契約者からの指定により、始期日以降に保険証券をお届けする場合があります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

マークのご説明

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。
「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

用語のご説明

「普通保険約款・特約」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。 主な用語の説明

用語	説明
力行 家財	生活用動産をいい、業務※1の用にのみ供されるものを除きます。 ※1 業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
共同住宅	一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。戸室とは1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいい、貸室に限らず建物の所有者または管理人等が居住している戸室もこれに含まれます。
居住用建物	建物の全体または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用を除きます。）および空家（売却用は除きます。）を含みます。
稿本	本などの原稿をいいます。
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と一緒に構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに必要な金額をいいます。
残存物取扱費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取扱づけに必要な費用で、取壊し費用、取扱づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
用語	説明
サ行 雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
タ行 建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、堀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
標準評価額	建物の所在地、構造、延床面積により算出された評価額をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険申込書	三井住友海上にこの保険契約の申し込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み、主な特約の概要

①商品の名称

GK すまいの保険（すまいの火災保険）

契約概要

契約概要

②商品の仕組み

基本となる補償（契約タイプ）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、およびご契約時のお申出によりセットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。商品や契約タイプ等により特約のセット条件が異なる場合があります。

建物や家財の補償	契約タイプ 保険金をお支払いする事故	ご希望のタイプを選択			自動セット特約
		○:補償されます	×:補償されません	○:補償されます	
	1 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約
	2 風災、雹災、雪災	○	○	○	地震火災費用特約
	3 水災	○	○	○	失火見舞費用特約※2
	4 水ぬれ	○	○	○	防犯対策費用特約
	5 盗難	○	○	○	特別費用保険金特約
	6 破損、汚損等	○	○	×	
特約	7 居住用建物電気的・機械的事故特約	○	×	×	

さらなる補償（建物・家財）	任意セット特約			
	特定機械設備水災補償特約	家財明記物件特約	屋外明記物件特約	自宅外家財特約
費用等の補償	災害緊急費用特約	ライフライン停止時仮すまい費用等特約	類焼損害・失火見舞費用特約	家賃収入特約
賠償の補償	日常生活賠償特約	賃貸建物所有者賠償（示談代行なし）特約	マンション居住者包括賠償特約	

※2 類焼損害・失火見舞費用特約をセットした場合、失火見舞費用特約はなくなります。

地震保険

主な特約の概要	
特定機械設備水災補償特約	台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ等によって、空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備等の機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金における水災の事故の定義に該当しない（浸水条件を満たさない）場合でも、保険金をお支払いします。
事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約	1 火災、落雷、破裂・爆発、2 風災、雹災、雪災、3 水災、5 盗難※3の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。 ※3 損害保険金（家財）における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。
日常生活賠償特約	日本国内または日本国外において、日常生活の事故により他人に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します（日本国内で線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害も補償します。）。
類焼損害・失火見舞費用特約	火災、破裂または爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される動産が損壊した場合に、その類焼先の損害※4および見舞金の費用を補償します。 ※4 他の保険契約から支払われる保険金を差し引いた額を類焼先にお支払いします。

*特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

日常生活賠償特約、弁護士費用特約、類焼損害・失火見舞費用特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は29ページの③複数のご契約があるお客さまへ（特約の補償重複）をご確認ください。

2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明

1 火災、落雷、破裂・爆発	火災(消防活動による水ぬれを含みます)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。
2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます)をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます)。
3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。
4 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は 6 の事故になります)。
5 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。
6 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、 1・2・4 および 5 の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由(釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます)またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷(釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます)または汚損(落書きを含みます)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます)
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

等

***6**破損、汚損等について* 上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。

- 電気的・機械的事故によって発生した損害
- 電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 次の家財に発生した損害…船舶、航空機、無人機、ラジコン、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

等

②お支払いする保険金の額

契約概要 注意喚起情報

26ページの契約タイプの表の「○:補償されます」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建 物	[全焼・全壊※1の場合]………… 損害保険金※2 = 建物保険金
	[全焼・全壊※1以外の場合]… 損害保険金※2 = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)※3
	*原則、損害発生日から起算して2年以内に復旧したことを確認したうえで、保険金をお支払いします。 なお、復旧とは「損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得した状態に復すること」をいいます。

保険の対象	お支払いする保険金の額
家 財	損害保険金 = 損害の額 - 免責金額(自己負担額)※3 *ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財の保険金額を限度とします。

※1 「保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積(破損および水ぬれ損害と被った部分の床面積を除きます)」が、「保険の対象である建物の延べ床面積」の80%以上である損害をいいます。

※2 ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額(家財の場合は、家財保険金額)を限度とします。

※3 免責金額は1回の事故ごとに適用します。水ぬれ、破損、汚損等、居住用建物電気的・機械的事故に適用する免責金額は5万円です。

*損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

*損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険の対象

契約概要

保険の対象は、「居住用建物」※4(作業場を除きます)または「家財」※5です。

※4 以下の①～⑥は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

①畠、建具、建物付属設備(建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備) ②建物の基礎 ③門、塀、垣
④物置、車庫その他の付属建物(延床面積が66m²未満のもの)※6 ⑤庭木※7 ⑥屋外設備※6 ※7

※5 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、損害保険金の支払額は1個または1組につき100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その他の保険の対象の損害とあわせて1回の事故につき家財の保険金額を損害保険金の限度とします。100万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「家財明記物件」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。

※6 次の①または②の場合は、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

①「延床面積が66m²以上の物置、車庫その他の付属建物」を保険の対象とする場合

②「屋外設備」の再調達価額が100万円を超える場合

※7 損害保険金の支払額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません※8。

自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ等

※8 盗難による損害が発生した場合に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象として取り扱います。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります(詳細は27ページ*破損、汚損等について*をご覧ください)。

④保険金額の設定

契約概要

保険金額は、次の**a****b**のとおりお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書の保険金額欄、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

a建物の場合…「建物保険金額設定上限額」※9を上限とし、「建物保険金額設定上限額」の10%または100万円のいずれか高い金額以上、1万円単位でお決めください※10。

b家財の場合…再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお決めください※11。

※9 契約時に算出した三井住友海上所定の「建物の標準評価額(再調達価額)」の上限額です。その建物を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の合計保険金額に対して、建物保険金額設定上限額を適用します。

※10 約定付保割合100%での引き受けとなります。約定付保割合とは、保険価額(再取得価額)における保険金額の割合のことです。

※11 複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

保険期間:1～5年(整数年)

補償の開始:保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)

補償の終了:保険期間の末日(満期日)の午後4時

*保険期間が5年で自動継続特約(長期用)をセットしたご契約については、ご契約の終了する日(始期日から5年後)の属する月の前月10日までに保険契約者または三井住友海上から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容※12で自動継続されます(予定継続期間満了時までご契約が自動継続されます)。なお、保険期間の中途中で建物が保険の対象でなくなった場合には、自動継続特約(長期用)はその時点で失効し、自動継続されませんのでご注意ください。

※12 三井住友海上が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

③複数のご契約があるお客さまへ(特約の補償重複)

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(火災保険契約以外の保険契約にセットされた特約や三井住友海上以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

*複数あるご契約のうち、これらの特約を1つご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
日常生活賠償特約	自動車保険または傷害保険の日常生活賠償特約(個人賠償を補償する特約)
弁護士費用特約	自動車保険または傷害保険の弁護士費用特約
自宅外家財特約	傷害保険または海外旅行保険の携行品特約
建物のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約	家財のご契約の類焼損害・失火見舞費用特約

④保険料の決定の仕組みと払込方法等

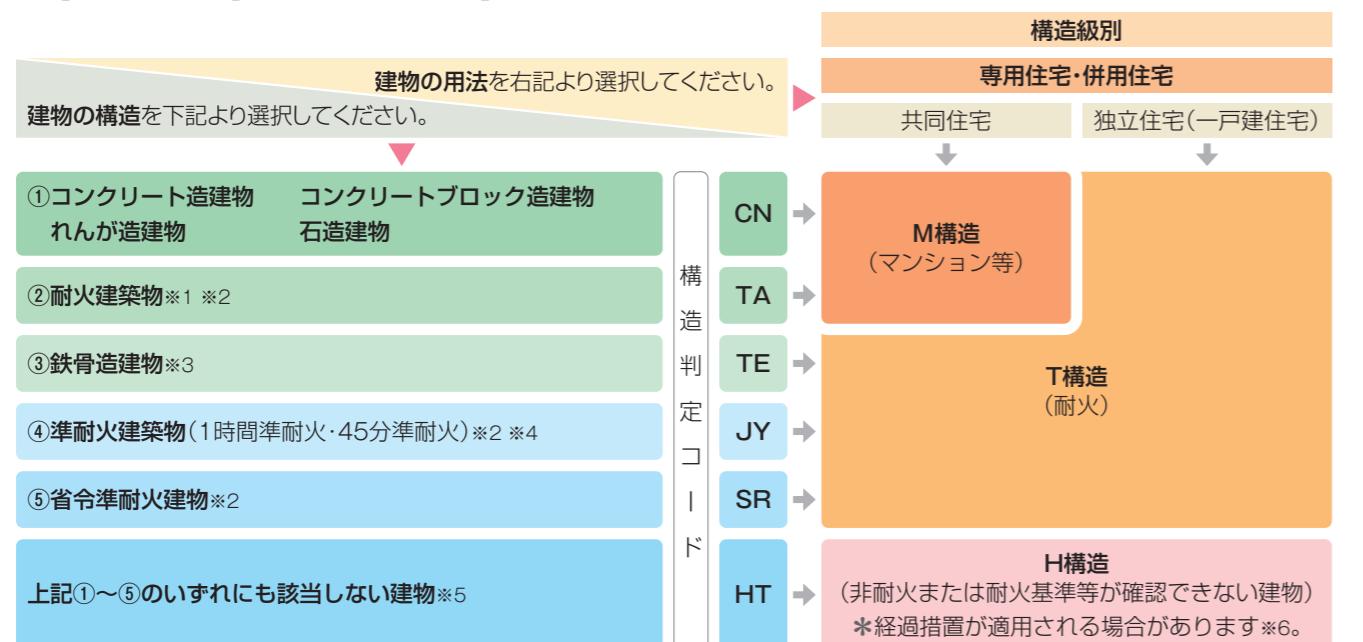
①保険料の決定の仕組み

保険料 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

【構造級別判定手順】

建物(家財を収容する建物を含みます。)の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



※1 「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施工令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 確認資料のご提示等が必要な場合があります。

※3 「②耐火建築物」に該当する場合を除きます。

※4 「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

※5 該当することの確認ができない場合を含みます。

例:木造建物で、「②耐火建築物」「④準耐火建築物」「⑤省令準耐火建物」のいずれにも該当しない建物

※6 継続契約等の場合、「経過措置」が適用されることにより、保険料が軽減されることがあります。

ご注意 いただく点

- 1つの建物が2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例:壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。)。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社で管理しておりますお客さまの諸費用預り金がある場合は、保険料相当額を充当します。保険期間が始まった後でも、始期日から代理店または三井住友海上が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

口座振替またはクレジットカード払による払込方法もあります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は保険証券記載の払込期日までに払い込みください。保険料払込期日の翌月末日まで※7に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。

※7 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

【初回保険料の払込前に事故が発生した場合】

原則として、代理店または三井住友海上へ初回保険料の払い込みが必要です。三井住友海上にて初回保険料の払い込みを確認後、保険金をお支払いします。

⑤地震保険の取扱い

契約概要

注意喚起情報

①商品の仕組み

地震保険は、すまいの火災保険(以下、⑤において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。主契約が保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

②補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険は実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。下表の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。なお、損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部※8の損害の額が建物の時価額の50%以上	家財の損害の額が家財の時価額の80%以上	地震保険保険金額の100%(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部※8の損害の額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害の額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部※8の損害の額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害の額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部※8の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合		

※8 主要構造部とは、基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

*損害保険会社全社で算出された1回の地震等※9による保険金の総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

(2022年7月現在。)

*9 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

*損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、主契約の保険の対象である建物に門、扉、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物も含まれていますが、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、代理店または三井住友海上にその旨ご相談ください。

③保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門、扉、塀、エレベーター、給排水設備のみに発生した損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害 等

④保険期間、保険料払込方法

- 主契約の保険期間にあわせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等)

- 地震保険の対象は「居住用建物」またはその建物に収容されている「家財」です※1。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- ※1 屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。
- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
- 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造等により異なります。

⑥地震保険の割引制度

地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類(割引率)	適用条件	ご提出いただく確認資料※2
免震建築物割引 50%	免震建築物※3に該当する建物であること	<p>①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※4により作成された書類※5のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※6 ※7 例)「住宅性能評価書」、「共有部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等</p> <p>②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※6 例) フラット35Sの適合証明書 等</p> <p>③ a. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類および b. 「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類※7 例) a. :「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等</p>
耐震等級割引 (耐震等級3 50%) (耐震等級2 30%) (耐震等級1 10%)	耐震等級※3を有している建物であること	<p>①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類</p> <p>②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等</p>
耐震診断割引 10%	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	<p>①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等</p> <p>②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」</p> <p>③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」、「建物引渡証明書」等</p>
建築年割引 10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	

※2 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または三井住友海上までお問合せください。

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

※4 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※5 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。

※6 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対

契約概要 注意喚起情報

象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
※7 「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

6 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

[告知事項]

- ①建物または家財を収容する建物の情報
所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月※8、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
- ②他の保険契約等に関する情報※7
建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
- ③地震保険の割引に関する情報(該当するいずれかの割引を適用する場合)
建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引
- ※8 保険の対象に建物を含む場合のみ、告知事項となります。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、三井住友海上ホームページ掲載のお申出フォームまたは右図のような書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、必ず三井住友海上ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を三井住友海上「お客さまデスククーリングオフ係」あてに、郵送(8日以内の消印有効)して下さい。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。
- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
- 代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払います。
- クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また三井住友海上および代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以後に保険料が払い込まれたときは、三井住友海上が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

ハガキの記載内容

郵便はがき
2200011

神奈川県横浜市西区

高島1-2-5
横濱ゲートタワー 20階

三井住友海上火災保険
株式会社
お客さまデスク
クーリングオフ 係

表面[宛先]

①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言

②保険契約者のご住所・ご署名・お電話番号

③ご契約のお申込日

④お申込みされた保険の種類

⑤証券番号または領収証番号

⑥ご契約の代理店・扱者名、仲立人名

⑦ご契約の取扱営業店名

裏面[記載事項]

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく代理店または三井住友海上にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

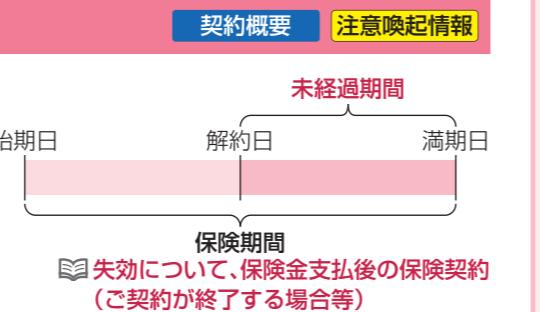
- ①建物または家財を収容する建物の構造を変更したこと ②建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更したこと
 - ③建物または家財の所在地を変更したこと
 - ④建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって延床面積が増加または減少したこと
- また、通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、三井住友海上の取り扱う他の商品でお引き受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
- ①建物または家財の所在地が日本国外となった場合 ②建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
 - ③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合
- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店または三井住友海上にご連絡ください。
- ①建物等を譲渡(売却、贈与等)する場合 ②保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
 - ③ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合
 - ④【通知事項】のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

2 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店または三井住友海上までお申出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であつた期間の保険料を、解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。



IV その他ご留意いただきたいこと

保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管、保険期間中における特約のセット、割増・割引の適用等

1 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店の場合は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合、保険会社が破綻したときでも保険金や解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

- ①三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例……損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例……自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の

利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

契約等の情報交換について

再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、再保険引受け会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

4 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族※1を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店または三井住友海上にあった場合
- ②代理店または三井住友海上から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③三井住友海上またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

※1 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として三井住友海上に登録した親族をいいます。なお、配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

6 継続契約について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、三井住友海上が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります(自動継続契約については、三井住友海上より自動継続を中止することができます)。あらかじめご了承ください。

7 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店または三井住友海上までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって三井住友海上が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。また、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または三井住友海上へご相談ください。

事故が起こった場合の手続き(三井住友海上へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類) 代理請求人制度

8 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

これまでご契約されていた火災保険(三井住友海上のご契約に限りません。)を満期日前に解約し、今回新たに三井住友海上でご契約される場合、補償内容、保険料および付帯サービス等が変更となることがあります。以下の不利益が生じる可能性について事前にご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

- ご契約当時から複数回の保険料が改定され、または過去に適用していた割引が変更または廃止されたことにより、今回新たにご契約される場合に保険料が大幅に高くなることがあります。
- 商品改定により、現在の火災保険商品で選択可能な最長の保険期間は、過去の火災保険商品よりも短縮されており、長期契約における保険料面のメリットが小さくなっています。
- 商品改定により、家財の保険の対象の範囲が変更となり、補償対象外となるものがあります。

地震保険料控除証明書の発行について

ご契約・ご継続 いただいた年	「保険証券」(または「保険契約継続証」)に「 地震保険料控除証明書 」を添付してお送りします。※1 ただし、「eco証券」を選択の場合、「ご契約内容確認方法のご案内ハガキ」に「 地震保険料控除証明書 」を添付してお送りします。 ご契約の始期日によっては、年末調整・確定申告の時期までしばらく「地震保険料控除証明書」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意願います。 ※1 地震保険を中途でご契約された場合は、「地震保険証券(すまいの火災保険セット契約)」に「 地震保険料控除証明書 」を添付してお送りします。
ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降(保険料払込方法が分割払の場合等)	ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「 地震保険料控除証明書ハガキ 」をお送りします。
保険料控除証明書発行サービス※2をご利用ください。 「保険料控除証明書」の電子発行や 「保険料控除証明書ハガキ」の再発行依頼が可能です。 https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/	

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載していますので、必要に応じて三井住友海上のホームページ(<https://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客様デスク」
0120-632-277 (無料)
チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関
三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [ナビダイヤル]
(全国共通・通話料有料)
受付時間 ●平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)
携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。おかげ間違いにご注意ください。
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

●このパンフレットは、「セキスイハイムオーナーズ保険※3」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

※3「セキスイハイムオーナーズ保険」は三井住友海上火災保険株式会社「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。また、本パンフレットの中で記載しているタイプ名の保険申込書・証券・約款上の正式名称は以下のとおりです。

	セキスイハイムオーナーズ保険 GK すまいの保険(すまいの火災保険)
ワイドプラスタイプ	フルサポートプラン+居住用建物電気的・機械的事故特約
ワイドタイプ	フルサポートプラン
スタンダードタイプ	セレクト(破損汚損なし)プラン

●保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

●お客さまのご了承のもと、「お客さまのお名前・ご住所等の情報」および「火災保険へのご加入をご希望される建物に関する情報」をご提供いただくことを条件として、所定の火災保険料に対して「住宅購入者割引(業者提携に基づく電子データ連携方式)」を適用します。

暮らしのQQ隊

ワイドプラスタイプ・ワイドタイプ限定のサービスです！

給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など日常生活ではさまざまなお手伝いがちです。ワイドプラスタイプ・ワイドタイプは、「暮らしのQQ隊(水まわりQQサービス・カギあけQQサービス)」がセットされている契約タイプのため、突然のトラブルでも「暮らしのQQ隊」がしっかりとサポートします。

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー(24時間365日受付！)

30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。

(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)



水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が発生した場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



*このサービスは三井住友海上が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

*「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、保険証券をご覧ください。

*サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に三井住友海上ホームページから「ご契約者さま専用ページ」に登録いただくことでもご確認できます。

*一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

*サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

memo

もしも働けなくなった時の…

暮らしのあんしん応援クラブ

団体長期障害所得補償[GLTD](団体総合生活保険)

引受保険会社は
東京海上日動
火災保険
株式会社です。

病気やケガによる収入減少への備え。
住宅ローンを返済中、これから借入される方にオススメ!

この商品は「セキスイハイムオーナーズ保険」とは別商品です。

暮らしのあんしん応援クラブ(団体長期障害所得補償[GLTD])の3つのポイント

01

02

03

団体割引あり

最長65歳までの長期収入保障。
割安な保険料。

メンタルヘルス不調も対象

病気やケガのみならず、精神疾患(最長2年)
で長期間働けなくなつた場合も補償対象。

「住宅ローン返済不安」解消の一助に

長期の住宅ローンは「病気やケガで働けなくなつたら」という不安がつきもの。その対策に。

もし、家計を支える方が病気やケガで長期に働けなくなつたら?

- ◆脳出血で入院、その後、障害が残り働けなくなつた
- ◆交通事故により脊椎を損傷し、働けなくなつた
- ◆うつ病と診断され医師から休職するよう指示が出た

就業障害
発生毎月のお給料が、
長期にわたってストップ!
医療費、ご家族の生活は…

そこで

「暮らしのあんしん応援クラブ」への
ご加入をおすすめします!就業障害
発生

免責期間60日

毎月
保険金毎月
保険金毎月
保険金毎月
保険金

1口(保険金1万円)あたりの月払保険料

(団体割引20%)2022年6月時点

※保険料は変更になる可能性があります。

単位:円

60歳プラン		年齢	65歳プラン	
男性	女性		男性	女性
プラン名:M60	プラン名:F60	15~24歳	90	70
90	70	25~29歳	100	100
100	100	30~34歳	110	130
110	130	35~39歳	140	180
140	180	40~44歳	190	240
190	240	45~49歳	250	300
250	300	50~54歳	270	300
270	300	55~59歳	230	230
—	—	60~64歳	—	—
—	—	65歳以上	380	340

※上記保険料の他、お申込口数にかかわらず、一律月額100円の制度運営費
がかかります。

加入例:30歳 男性 8口(8万/月) 60歳までの補償の場合

保険料 880円/月 [毎月の掛金980円(制度運営費100円含む)]

このご案内は団体長期障害所得補償(団体総合生活保険)の概要についてご紹介したもので、ご加入にあたっては必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントまでお問い合わせください。

お申込み、商品内容の詳細は
二次元コードから
アクセスください!

保険料試算も
WEBで!

商品内容に関するご質問はこち

専用フリーコール 0120-600-822

平日(月~金)午前10時~午後4時

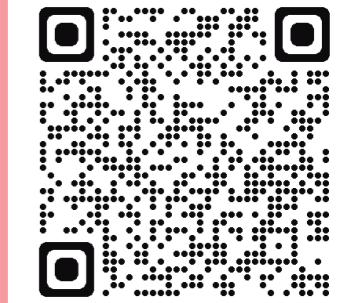
取扱代理店:株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

＼セキスイハイムオーナーズ保険専用 ホームページの ご案内／

パソコンのほか、スマートフォン・タブレット

からもご覧いただけます!

右記の二次元コード、もしくは下記URLの入力か
検索エンジンよりアクセスしてください。
<https://www.sekisuihoken.co.jp/sho/>

セキスイハイムオーナーズ保険



— このようなご依頼は、ホームページよりご連絡ください。 —

●引越したので住所変更をしたい

●証券を紛失したので再発行をしたい

●更新に関する相談をしたい

●商品パンフレットが見たい

●夜間や休日に問い合わせをしたい 等

